

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条の規定に準じて、広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業を特定事業として選定したので、同法第11条の規定に準じて、その客観的評価の結果を公表します。

令和5年3月31日

岩手中部広域行政組合

管理者 北上市長 高橋 敏彦



---

広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業  
特定事業の選定について

---

令和5年3月31日  
岩手中部広域行政組合

広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 特定事業の選定について

目 次

---

第1章 事業概要 .....	1
1 事業の目的 .....	1
2 事業の内容 .....	1
3 施設の概要及び規模 .....	1
第2章 本組合が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価.....	3
1 評価方法 .....	3
2 本組合の財政負担見込額による定量的評価 .....	3
3 DBO方式で実施することの定性的評価 .....	4
4 民間事業者に移転するリスクの評価 .....	4
5 総合的評価 .....	5

---

## 第1章 事業概要

### 1 事業の目的

岩手中部広域行政組合（以下「本組合」という。）は、花巻市、北上市、遠野市及び西和賀町から構成される一部事務組合であり、平成27年10月に岩手中部クリーンセンターを、同年12月には遠野中継センターを稼働させ、管内の可燃ごみの広域処理を行っている。

一方、現在管内の不燃ごみは、構成市町の4施設で処理を行っている。そのため、本組合では令和2年度に施設基本計画を策定し、不燃ごみの適正な処理を進めるための基本的事項等を定めるとともに、組合事業としてスケールメリットを活かした不燃ごみの一元処理ができる施設の建設と、その健全な運営の実現を目指しているところである。

広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）では、広域不燃ごみ処理施設を岩手中部クリーンセンターの隣接地に建設し、環境保全対策や火災・爆発事故対策技術の導入などにより、次世代にわたり地域に安全と安心を約束する施設の整備、およびその適切な事業運営を実施することを目的としている。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業方式

本事業は、本施設の建設に係る資金調達を行って本施設を所有し、設計・建設及び運営・維持管理業務を事業者に一括して委託するDBO（Design Build Operate）方式にて実施する。また、本施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する。

本施設の設計・建設に係る業務は、事業者単独又は共同企業体を設立し行うものとする。

本施設の運営・維持管理に係る業務は、特別目的会社（SPC）を設立し行うものとする。

なお、本組合は本施設を標準的な耐用年数である30年間程度にわたって使用する予定であり、事業者は本施設を本事業終了後も使用継続することを前提として各業務を行うこととする。

#### (2) 事業期間

ア 事業期間：特定事業契約締結日から約22年間とする。

イ 設計・建設期間：特定事業契約締結日から令和8年3月31日とする。

ウ 運営・維持管理期間：令和8年4月1日から令和28年3月31日とする。

### 3 施設の概要及び規模

#### (1) 事業用地

ア 所在地：北上市和賀町後藤3地割地内

イ 敷地面積：約11.6ha（うち、事業用地は約3.1ha）

ウ 都市計画等事項

都市計画に係る条件を以下のとおりとする。

(ア) 都市計画区域：区域内

(イ) 用途地域：指定なし

(ウ) 都市施設：ごみ処理場

(エ) 防火地区：指定なし

- (オ) 高度地区 : 指定なし  
(カ) 建ぺい率 : 70%以内  
(キ) 容積率 : 200%以内  
(ク) 高さ制限 : なし

(2) 対象施設の概要

施設の種類	概 要	
破砕施設	処理対象物	不燃ごみ、不燃性大型ごみ、危険ごみ・有害ごみ、災害廃棄物（非定常時に発生）
	処理方式	破砕・選別・保管
	処理能力	13t/5h 【不燃ごみ、不燃性大型ごみ】 低速回転式破砕機、高速回転式破砕機、磁力選別機、粒度選別機、アルミ選別機 等

## 第2章 本組合が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価

### 1 評価方法

評価については、本組合が直接、本事業を実施する場合と比較して、公共サービスの水準の向上を期待できること及び事業期間を通じた本組合の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、次により評価を行った。

- ① 本組合の財政負担見込額による定量的評価
- ② DBO方式として実施することの定性的評価。
- ③ 事業者に移転するリスクの評価。
- ④ 上記による総合的評価。

なお、本組合の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

### 2 本組合の財政負担見込額による定量的評価

#### (1) 本組合の財政負担見込額算定の前提条件

本事業を本組合が直接実施する場合及びDBO方式で実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、本組合が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

項目	本組合が直接実施する場合	DBO方式で実施する場合
財政負担見込額の主な内訳	①設計・建設費 ②運営・維持管理費 ③起債金利 ④施工監理費 ⑤発注支援費用	①設計・建設費 ②運営・維持管理費 ③起債金利 ④整備・運営事業モニタリング費 ⑤SPC設立費 ⑥SPC経費 ⑦アドバイザー費用
共通の条件	①事業期間：約22年（設計・建設期間：約2年、運営期間：20年間） ②処理能力 広域不燃ごみ処理施設：13t/5h（不燃ごみ、不燃性大型ごみ） ③現在価値への割引率：0.77%/年	
資金調達に関する事項	循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づき設定	同左
施設整備に関する事項	民間事業者に対する調査の結果を精査して設定した設計・建設費	同左
運営・維持管理に関する事項	民間事業者に対する調査の結果を精査して設定した運営・維持管理費	同左

## (2) 本組合の財政負担見込額の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりである。ここでは、本組合が直接実施する場合の財政負担見込額を100とし、指標により比較を行った。

	財政負担の比較
本組合が直接実施する場合	100.0
DBO方式で実施する場合	94.3

## 3 DBO方式で実施することの定性的評価

本事業をDBO方式で実施する場合、民間事業者の経営能力、技術力及び運営能力等の活用による定性的評価としては、次の効果が見込まれる。

### (1) 効率的かつ良質な維持管理の実施

本施設の設計・建設、運営・維持管理の各業務を一括して性能発注することにより、運営・維持管理の方針と整合した施設の設計・建設業務を行うことができ、長期にわたる事業期間において、効率的かつ効果的に本事業が実施されることが期待できる。特に、運営・維持管理業務については、施設の設計に運営者の意見が反映されることにより、効率的かつ良質な運転管理、点検補修等の維持管理の実施が可能になると考える。

### (2) 運営を長期間包括的に発注することによる効率化

運営・維持管理業務を長期的かつ包括的に委託することにより、民間事業者は複数年度にわたる業務改善効果を考慮して業務を遂行することが可能になると考える。

### (3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するという考えに基づき、本組合と民間事業者が適正なリスク分担を行うことにより、本事業に内在するリスクに対し、適切なリスク管理や問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になると考える。民間事業者に移転するリスクの評価については、「4 民間事業者に移転するリスクの評価」に示す。

## 4 民間事業者に移転するリスクの評価

DBO方式で実施する場合は、本組合が直接実施する場合に本組合が負担するリスクの一部を民間事業者に移転して実施する。

DBO方式で実施する場合に民間事業者が負担するリスクは、民間事業者が本組合よりも効果的かつ効率的に管理可能であり、民間事業者が有するリスクコントロール及びリスク回避のノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できると考える。

主に、以下に示すリスクについては、事業者のリスク管理能力を活かすことができ、サービスの質の向上を図ることができると考える。

(1) 設計・建設段階におけるリスク

- ア 測量・地質調査に関するリスク
- イ 施設の設計・建設に関するリスク

(2) 運営・維持管理段階におけるリスク

- ア 要求性能の未達に関するリスク
- イ 施設の損傷に関するリスク
- ウ 運営コスト増大、補修費用の平準化に関するリスク
- エ 周辺環境等の保全に関するリスク

## 5 総合的評価

本事業は、DBO方式にて実施することにより、本組合が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本組合の財政負担見込額について、5.7%の縮減を期待することができるとともに、公共サービス水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条の規定に準じて特定事業として選定する。

事務局	:	岩手中部広域行政組合
所在地	:	〒024-0335 岩手県北上市和賀町後藤3地割60番地
TEL	:	0197-72-8286
電子メール	:	iwatechubu@chubu4ct.jp
ホームページ	:	<a href="https://www.chubu4ct.jp/">https://www.chubu4ct.jp/</a>

以 上